

新たな中学校の 開校に向けて



令和5年8月 No.6

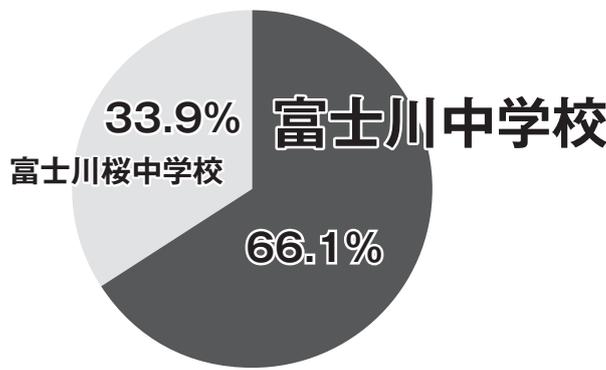
今月は、6月下旬に、町内すべての小学4年生から、中学3年生の児童生徒を対象に、新中学校の校名について、意見をお聞きした結果についてお伝えします。

新しい校名について 意見を聞きました

新中学校の校名については、広報6月号でもお伝えしたとおり、4月に開催された教育委員会定例会において、教育委員会から「校名については、児童生徒の意見を聞いて決定したい」という意見が

あったことを踏まえ、「富士川中学校」と「富士川桜中学校」の2つを候補として、どちらがよいかをアンケート形式で聞きました。

その結果、「富士川中学校」が412票(66.1%)、「富士川桜中学校」が211票(33.9%)となりました。



富士川中学校に 決定しました

6月26日(月)に開催した、教育委員会定例会において、このアンケート結果を基に協議し、『富士川町立 富士川中学校』に決定しました。

今後、富士川町立小中学校設置条例の一部改正として、議会に上程していくこととなります。

鵜沢中学校の一年生が、増穂中学校を訪問しました！

2校の交流事業の一環として、増穂中学校に鵜沢中学校の生徒が訪問し、交流会を行いました。

レクリエーションをとおして、お互いを知り、仲間意識を深めることにつながりました。



▲増中・鵜沢中のペアでも楽しみました

●お問い合わせ

教育総務課 中学校統合準備室
☎22-7200

不法投棄は犯罪です

不法投棄とは、廃棄物を定められたルールに従って適正に処理せず、山林や原野、空き地などに捨てたり埋めたりする行為です。

地域の景観を損なうだけでなく、土壌や地下水、河川が汚染されるなどの深刻な環境問題につながる重大な犯罪行為ですので、絶対に行わないでください。

不法投棄には厳しい罰則があります

不法投棄をした者には、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金、またはその両方の処罰が科せられます。



不法投棄をされないよう、土地の管理に努めましょう

土地の所有者(管理者)は、自分の土地に不法投棄がされたときは、捨てた者が不明な場合、そのゴミを自らの責任で処理しなければなりません。

日頃から、こまめに草刈りをするなど清潔に保ち、不法投棄をされないように管理しましょう。



不法投棄を見かけたら・・・

不法投棄されたゴミはそのままにして、町民生活課または鵜沢警察署にご連絡ください。大変危険ですので、不法投棄者に接触はしないでください。

●お問い合わせ 町民生活課 生活環境担当 ☎22-7209 鵜沢警察署 ☎22-0110